「令和6年度障害者差別のない共生社会推進業務」 企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度障害者差別のない共生社会推進業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

4 業務目的

令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(以下「共生社会づくり条例」。)」において、本県では、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止している。また、共生社会づくり条例の施行に伴い、助け合い機能を有するスマートフォン用アプリを活用した実証事業や県内の事業者が行う合理的な配慮のための環境整備に要する経費への補助(合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金)等による普及啓発に努めてきた。

しかしながら、令和4年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が26.7%と低水準となっており、障害を理由とする差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況にある。

このように、共生社会づくり条例の施策展開として掲げる「普及啓発」や「交流による相互理解の促進」が不十分である状況を踏まえ、本業務では、上記県民意識調査において、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が最も低く、障害を理由とする差別に関する制度の認知度が低い若年層(10代~30代)(以下「若年層」。)を主な対象とした障害のある方とない方の交流イベントの開催や合理的な配慮の提供に関する県内事業者への情報発信、障害・障害者に対する差別解消等の制度に関する県民や県内事業者への情報発信を一体的な取組として、より効率的且つ効果的に県民や県内事業者の障害・障害者差別の解消を目指す。

5 業務内容

次の(1)から(4)に掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含む ものとする。

(1) 合理的な配慮のための環境整備事例集(以下「事例集」。)の作成・配布

令和3年6月に公布された、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付ける「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の一部を改正する法律」(以下「法改正」。)の施行目が令和6年4月1日であることを踏まえ、本業務では、合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金を活用した県内事業者の優れた取組等の横展開を図るとともに、法改正の内容(令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が「義務化」)について県内事業者に広く情報発信し、より一層の普及啓発を図ることを目的として、以下の取組を実施すること。

イ 事例集の作成

(イ) 作成部数

5,000部以上とする。

(口) 規格

A4判フルカラーで16ページ程度(表裏表紙を含む。)とする。

(ハ) 実施手順

- a 取材
- (a) 受注者は、事例集の編集に当たり、発注者が提供する令和3年度、令和4年度 及び令和5年度合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金の補助実績一覧を 参考に、合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金を活用し優れた取組を実 施している事業者等への取材を実施すること。
- (b) 取材する事業者の数は8件以上とし、取材する事業者について発注者と協議すること。
- b 記事作成
- (a) 受注者は、業務目的に沿って全ての記事を作成するものとする。
- (b) 専門的な用語等はできるだけ使用せず、広く一般の方が読んでわかりやすい記事にすること。やむを得ず専門的な用語を使用する場合は、注釈を付けるなど、理解しやすいよう注意すること。
- (c) 写真は、その内容が十分理解でき、かつ、画質が鮮明なものを掲載すること。
- (d) 受注者は、掲載する写真について発注者と協議すること。
- c 校正
- (a) 受注者は、作成した記事を発注者に提出し、その承認を得ること。変更指示等があった場合、受注者は速やかに修正の上、改めて承認を得ること。
- (b) 発注者の承認を得た後、作成記事を取材先に提出し、承認を得ること。変更指示等があった場合、受注者は速やかに修正の上、取材先から改めて承認を得ると

ともに、発注者へ提出すること。

(c) 校正は、原則として三校まで行うこと。

【参考1】合理的な配慮のための環境整備事例集(令和6年3月発行)

宮城県HP:https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/kankyouseibi-jireishuu.html

【参考2】合理的な配慮のための環境整備促進事業補助金

宮城県HP: https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/r5kankyou.html 補助実績

年度	補助件数・内容
R 3	10件(宿泊業6件、他販売業・理容業等4件)
	→スロープや手すりの設置、和室から洋室への改修、車いす対応トイレへの改修
	等
R 4	10件(宿泊業4件、観光施設1件、飲食1件、医療関係1件、他NPO法人等
	3件)
	→スロープや手すりの設置、自動ドアやスライドドアへの改修、商業施設管理者
	への研修等
R 5	9件(宿泊業7件、物品販売1件、医療関係1件、スポーツ団体1件)
	→スロープや手すりの設置、筆談や音声・文字変換のためのタブレット購入等

※受注者決定後、受注者に補助事業者の情報提供を行う。

ロ事例集の配布

(イ)配布部数

作成部数を基本とするが、県内商工団体や県内事業者等と作成する事例集の配布に 関する所要の調整等を踏まえ、発注者と協議すること。

(口)配布先

受注者は、発注者が別途提供する配布候補団体等一覧を参考に、県内商工団体や県内事業者等と作成する事例集の配布に関する所要の調整等を行い、県内商工団体や県内事業者等に配布することとし、配布先について発注者と協議すること。

(2) 普及啓発用ステッカー等(以下「ステッカー等」。)の作成・掲示

障害・障害者に対する「差別解消」や「合理的な配慮の提供」等の制度について、県民 や県内事業者に広く情報発信し、より一層の普及啓発を図ることを目的として、以下の取 組を実施すること。

イ ステッカー等の作成

(イ) 作成部数

1,000部以上とする。

(口) 規格

ステッカー等の作成する掲示物により異なるため、規格の指定は行わない。 以下5 (2) ロを踏まえ、発注者と協議すること。

【参考3】ステッカー等のイメージ

「合理的配慮 義務化!」「それ、差別です!」等の短いフレーズで興味関心を惹きつけ、そこから二次元バーコード等により、普及啓発用リーフレットが掲載されているWebサイト等へ誘導する。等

ロ ステッカー等の掲示

(イ) 掲示場所

県内の電車やバスといった交通機関等の日頃から県民の往来があり、より多くの県 民や県内事業者の目に触れる機会を確保できる場所に掲示すること。

(口) 掲示期間

日数等に制限は設けないが、より多くの県民や県内事業者の目に触れる機会を確保すること。

(3) 障害のある方とない方の交流

障害・障害者に対する「差別解消」や「合理的な配慮の提供」等の制度理解及び障害の ある方とない方の交流を通じた相互理解の向上を目的として、次のイからハまでの各年代 を対象とした交流イベントを各2回以上実施し、各イベントの開催に際して効果的な広報 を実施すること。

イ 10代(10歳未満の小学生を含む。)

ロ 20代(20歳未満の学生を含む。)

ハ 30代

ニ イからハまでに係る広報

なお、上記5(3)イからニまで、以下について留意すること。

- 上記の年代はあくまでも目安であり、対象となる年代を中心とした参加者の構成であれば、他の年代が参加しても構わない。
- 子どもがいる家庭向けに「親子参加型」等として、子どもが参加しやすいイベントと しても構わない。
- 他イベント等の1コンテンツとして実施する場合、そのイベント等が本事業の趣旨・ 目的に即したものであることを条件とする。
- 各イベントの開催を効果的に進めるため、県民に対する広報等を行うとともに、より 若年層の興味関心を惹きつける広報等となるよう工夫すること。
- イベント毎に参加者アンケートを実施し、イベント参加前後の意識変容等についての 事業効果を検証すること。
- 各イベントについて、その取組をより多くの県民に情報発信するため、イベント当日 の報道機関への取材依頼を県が行う予定である。

そのため、各イベントの2週間前までに、県が提供する記者発表資料の雛形 $(Word \overline{r} - \varphi, A4, 1 \sim 2$ ページ程度) にイベントの開催日時等の概要を記入の

上、イベントのチラシ等と併せ提出すること。

【参考4】交流イベントのイメージ

- ・レクリエーションやスポーツ等を通じた交流
- ・スマートフォン用アプリを活用したワークショップ等
- ・ボランティアや野外活動等を通じた交流
- ・共生社会づくりに向けたワークショップ等を通じた交流 等

(4)独自提案(任意)

委託業務の目的を達成するため、上記に囚われない提案者の創意工夫に基づく取組を提案すること。

6 成果品

- (1) 事例集
 - イ 5,000部以上
 - ロ 全ページのPDFデータ (10MB以下)納品時に記録媒体を用いる場合はCD-ROMとすること。
- (2) ステッカー等
 - イ 1,000部以上
 - ロ PDFデータ
 - (10MB以下)納品時に記録媒体を用いる場合はCD-ROMとすること。

7 実施目標

障害のある方とない方の交流

- (1) 10代を対象とした交流イベントの参加者数:20人以上/回 (うち、障害のある方:2人以上/回)
- (2) 20代を対象とした交流イベントの参加者数:20人以上/回 (うち、障害のある方:2人以上/回)
- (3) 30代を対象とした交流イベントの参加者数:20人以上/回 (うち、障害のある方:2人以上/回)

8 実施体制

- (1)各種専門スタッフの確保及び派遣 各種イベントの実施を円滑かつ効果的に進めるために必要な知識等を有する人選を行う こと。
- (2) 事務スタッフの配置 本業務の進行管理・運営に係る事務スタッフを受注者において1人以上配置すること。

9 業務実施計画書

- (1) 本業務の契約締結後、速やかに次の事項を記載した実施計画書(任意様式)を作成し、 発注者に提出すること。
 - イ 業務実施計画書(業務の実施方法等)
 - 口 業務実施工程表
- (2) 本業務の進捗状況について、事業実施報告書(任意様式)を作成し、各種イベント等の実施後、速やかに発注者に提出すること。

なお、業務の進捗状況を確認するために必要な書類を併せて提出すること。

- (3) 受注者は、本業務の実施状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。また、発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。
- (4)業務完了報告書等

本業務の終了後、速やかに次の書類を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

- イ 業務完了報告書
- 口 事業費内訳書

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。

- (2) 秘密の保持
 - イ 受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も業務に関係のない第三者 に漏らしてはならない。
 - ロ 受注者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解無く 公表又は使用してはならない。
- (3) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報の保護に 関する法律施行条例を遵守すること。

11 その他

- (1) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項の規定に基づき宮城県が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成28年4月1日施行)第4に規定する合理的配慮の提供について留意すること。